

岩手県告示第616号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨宮古市長から次のとおり通知があった。

平成24年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 宮古市楯ヶ崎地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年8月13日から同年9月15日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 宮古市高浜地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年8月13日から平成25年3月25日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（電子基準点測量、基準点測量及び水準点測量）
- 3（1） 公共測量を実施する地域 宮古市近内地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年9月18日から平成25年3月25日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び用地測量）